

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成21年6月16日(火曜日)
午前9時44分～午後2時25分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
南口彰夫委員 田邊諄祐委員
山中佳子委員 三好睦子委員
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之局長 岩崎敏行係長
佐伯瑞絵係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司市長 林 繁美 総務部長
波佐間 敏 総務部次長 田辺 剛 総務部次長
福田和司 総務部次長 倉重郁二 総務部財政課長
篠田恵司 総務部税務課長 石田淳司 総務部収納対策課長
松野哲治 総務部監理課長 兼重 勇 総合政策部長
金子 彰 総合政策部次長 末岡竜夫 総合政策部企画政策課長
内藤賢治 総合政策部地域情報課長 坂本文男 美東総合支所長
杉本伊佐雄 秋芳総合支所長 平田耕一 美東総合支所総務課長
桑原章光 秋芳総合支所総務課長 藤澤和昭 病院事業局長
篠田洋司 市立病院事務部事務長 善久俊和 美東病院事務部事務長
中村弥壽男 上下水道課長 西山宏史 監査事務局長
久保 毅 会計管理者
磯部 健 山口ケーブルビジョン株式会社顧問

午前9時44分開会

委員長（荒山光広君） おはようございます。ただいまより総務企業委員会を開会いたします。先の本会議において、本委員会に付託をされました議案6件につきまして審査いたしたいと思っております。ご協力よろしくお願ひいたします。

市長さん、ご報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） それではちょっとお時間を頂いて、ご報告等させていただきたいと思っております。本委員会に直接関与していないかもしれませんが本委員会に当事者たる南口委員もおられますので、本席で申し上げたいと思っております。この委員会が始まる直前に実は坪井康男氏より本市の総務部長波佐間部長宛に文書が出ております。これを今一読させていただいたんですが、このことの中身が実は先週一般質問の中で南口議員が配食サービスについていろいろ質問されまして私はそれに対して答弁を申し上げたこの中身について坪井氏ご本人の考え、この坪井氏は配食サービスの原告と言うことで今市、美祢市を訴えておられる原告の立場でいらっしゃるけれどもその中身が事実と違うということでそのことについて訂正をすることを私に総務部長宛に総務部長が私にそれを言えということを経済部長に出した文書でございます。こういう文書ですけども、本来なら私宛に出してしかるべきものじゃないかと思うんですが、これでいくと総務部長が私に原告からこういうふうにいわれたからこうなさいということを経済部長から命令されんにゃいけん。総務部長は原告から命令された文書みたいになりますよね。非常におかしいものだろうと思うんですが、今冒頭で申し上げたように裁判で係争中でございます。ですからこの中身について私は何も申し上げられないということを経済部長でもお答えを申し上げて南口議員の質問に答えさせていただいたという経緯がございます。ここに書いてある文書が村田市長の姿勢は、憲法第15条の「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない」との規定に悖るものであり、原告たる美祢市民に対する公平・公正な扱いとは言えないと考えます。言うことが書いてあります。美祢市民というのは原告だけではなくにすべての美祢市民に対して私は公平・公正であるべきというふうに思っておりますし、ましては裁判で係争中のことからこの方の思いをもって私の発言を訂正することはありません。ということを経済部長に申し上げたいと思っております。そのあと続いて南口議員の発言中事実と異なる箇所を下記しますので、貴職より、貴職というのが波佐間部長ですね、村田市長へMYTで放

映される形で今議会開催中に訂正を求められるようお伝えいただきたく存じます。ということを書いてあります。これを言いますと例えば市政に対する寛容、引いて言えば議会制民主主義、ですから議会は議員の責任をもっているなご質疑をされるし、それに対して市はお答えを申し上げる。これをもって議会制民主主義は成り立っておりますけれどもこのことに関して委員の発言がおかしい、市長の発言がおかしいから訂正をせよということでこれを受けておりましたら議会制民主主義の根本が崩れてしまいます。よってこれに対して私は訂正することはないということをご報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 続いて、議長さん何かご報告等ございましたらお願いします。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。

委員長（荒山光広君） 各委員さんご報告等ございましたらお願いします。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今市長が坪井康男さんから出された文書の説明があったわけですけど、私も去る6月11日に南口議員の一般質問の中で坪井康男さんが美祢市長を告訴された内容について話されましたですね。そのことが6月12日と昨晚とMYTで放送されました。昨日の晩のことはしかたがないにしても12日に放映されまして、その結果、実は私の所にたくさんの方が問い合わせがありました。相当誤解もあったようでございますが、誤解が解けないままになった方もいらっしゃいます。告訴の内容については、先程も話があったように原告の言われていることが、これは私自身の個人的な見解ですけど訴訟事実がある推定で組み立てられたり、一部の事実を基にいろんな頭のいい方でいらっしゃいますんで組み立てられておられます。詳しいことは現段階では係争中ですから私も非告知人として裁判所に呼び出しは受けましたんで、あえて今まで2年間黙っておりましたけど若干の私の説明をさせていただきたいなと思うんですが、いずれにしても裁判はかたがつくだろうと思ってるわけですけどまず配食サービスとは何なのかというのがぜんぜん理解されないまままでこの問題が進んでると思います。本当に配食サービスというのは美祢市の配食サービス事業実施要項の第4条に事業の内容といいますか、そういうものがちゃんと書かれています。たんに食事を届けるだけが仕事じゃないということも理解をしていただきたいと、ましては私どもはこれを受託したときに食事で

すから元旦だけは休ませていただくということで、1月1日だけ休みをとって、あとは全日対応していると、本当にお年寄りの方が1日に1食でいいのか、あるいは週2日でいいのか、もっと突き詰めますと病院から帰られて1日1食で、じゃあ朝も夜もええんかと言う議論もある中で私自身思いがありましたんで、別食という形で対応もさせていただきましたが、結果としてそれが違反だと、違法だと、言うお考えだろうと思うんですね。そのことについては良いか悪いかというのは司法の手に係るだろうと思います。ただ当初申し上げましたようにMYTで放送されて以来、自宅まで来られた方、電話も相当入ります。私生活に実は支障をきたすような状況でございます。そこでこの委員会でもちょっと思いを話させていただいたわけですが、ある面では推定で訴訟されておられますんで、坪井さんに今後やっぱり立証責任、中身をきちんと立証責任を果たしていただきたい。それから市内に意図的に抽象分をばらまかれましてこのファイルが、これは議会事務局を通じて議員に配布された3通りの文書でございます。これだけのものが坪井さんの文書が議会をとおして各議員あてに配布されました。これも全部今コピーは弁護士に渡しております。それからこれが全部坪井さんの文書です。これもコピーをやらせていただきました。皆さん方にお見せしたら今回の裁判の資料だけがこれだけです。これだけの膨大な時間とあれを費やしておるわけですけど、先日も本当に家内や子供まで、あるいは親族並びに私を支援していただいた後援者の皆さん、加えて本事業に携わっている従業員の皆さん、私も含めてですが、そしてこの事業を利用されてる高齢者の皆さんの誇りと名誉を守るために今私自身が民事訴訟の準備中でございます。なぜ民事訴訟かと申し上げますとこれは南口議員の質問の中にもあったと思うんですが、配食車のことでいろいろ、坪井さんも勘違いだったということですからいいんですが、そのことについてそのことについて刑事訴訟を行いました。そうすると皆さんも同じです。選挙を受けてるのは抽象やそうした非難を受けても仕方がないという法律がございます。従って法律上非常に刑事訴訟法では立件が難しいということで、民事ならいいと、民事はハードルが低いですよということで今ご指導を受けてこれを全部精査中でございます。どれぐらいの損害額を請求したらいいのか、どういう内容で立件したらいいのかというのが精査中でございます。いろんな思いはありますけどですね、いずれ物事がはっきりするだろうと思いますが、ただ残念なのは利用者の皆さん方から頼んでもええんかね、迷惑を掛けるがええかねと

言われております。このことについては利用者の皆さん方にそうしたけがねなく供給できるような体制を1日でも早く市とともに取り組んでいきたいとこのように思っております。ただもし何か私が瑕疵があるとすれば、これは私自身の問題でございまして、子や妻に関係ございません。しかしながらこれだけのものを市内にばらまかれておられるわけですね、しかもこれだけは議会をとおして、議会事務局を通してまかれています。全部封書から皆とってあります。こうした仕打ちをされるのは私が憎いのかそれとも行政の不備を正そうという正義感なのか私はわかりません。しかしながらいずれにしましても2年間口をつむんで黙っていましたが、私もここで弁護士さんと今精査中でございますので近々民事訴訟を起こしたいとそして名誉を回復したいとこのように思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） その他委員から。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 先の私の一般質問の高齢者の配食サービスに関わる訴訟と裁判ということで何か波佐間総務部長を通じて市長に寄せられているようですが、委員長にお願いをしたいのは、この休憩中でもいいので向こうに出てる文書を頂けるもんかどうかをお願いをして、議長と相談の上で、できれば委員会開会中にその配布をしていただいてその文書を見た上でその他の所でできれば議論させていただきたい。それから一般質問でこの時期になぜ取り上げたかと、竹岡議員、若しくは株式会社タケオカはNPOランチ工房ということで残念ながら議会の中では明らかにしたかったことが半分もできなかったということが非常に残念に思っています。時間の関係で、しかしながらもう2年以上、もっと遡ればそれこそ坪井氏が下水道の値上げについて住民監査請求を出された以後ですね、これは100条委員会が設置されてある程度議論をしてきたんですが、その後市役所の中で坪井氏に関わる起こされる監査請求なり住民訴訟が2年以上実質3年にわたって行われているんですが、そのことがですね、市役所の中でも議会の中でも市民の中にもある面タブーになっているということで一つの私との受け止め方はそのタブーは往々にして無形の暴力を伴うものだということでどっかで明らかにしながら議論をしていって無形の暴力を打ち破る必要があるという判断に至って取り上げました。このことを通じて市民の中でも含めて、先程竹岡委員のなんかあったように配食サービスのそのものあり方も含めて議論が必要なのではないかと思っておりますので委員長のほうで適切な取り計らいをよろしくお願いしたいと思っております。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今この坪井氏より提出された資料の提出を求められましたけどもこの今私が一番主なところだけ読み上げました。この後は裁判の係争に係る具体的なことが皆縷々書いてあります。これについては原告たる坪井さんと被告たる私ですね、市が係争中のことですので、これはやはり独り歩きするのは好ましくないと考えますからこの以下中身を記すということが書いてありますけどこの表紙の部分だけどういうことでこの文書を出したか私に議会の発言の訂正を求めるか、南口議員の議会での発言の訂正を求めるかということがここ書いてありますからこの表の所だけを写しを差し上げたいと思います。それと南口委員が市が坪井氏のことをタブーにしたと言われましたけどそれはありません。我々は市民に対して、市民というのはすべての方ですよ、坪井氏だけじゃないですから、坪井氏だけのためにこの美祿市はありません。その思いで今一生懸命仕事をしておるということを理解いただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） 本件につきましては、今朝文書が出されたということで、その対応につきましては、またこの委員会の所管ではないと思いますので、先程資料の提出を求められましたので、後程議長と相談しながら対応させていただきたいと思います。（発言する者あり）はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回今配食サービスの件でいろいろ裁判の係争中ということで、前回本会議のこの辺についてはいろいろ話はされてきたんですけども一応係争中ということであんまり話が深く入りすぎるとなかなかその辺についてはなんか裁判でやるようなことここで行われているような感じが我々としてはしたんですよ、だからその辺についてはきちっと裁判の場所でやっていただきたいと、それとあと市がいろいろ配食するにあたって、独居老人に対してこういう弁当を1,000円でお配りしていくサービス、宇部市でも私忘れたけれども850円とかそういう形でやっております。今後美祿市は1,000円、秋芳町も1,000円、私は1,500円ぐらいになればちょっと大きな問題かなと思うけれども個人的な皆さんある程度聞いて1,000円ぐらいだったらいろいろ宇部は近いし、美祿は結構車で独居老人の方に声をかけてやっていくということにおいて1,000円ぐらいなら何とかというええんじゃないかというご意見中のは結構聞くんですよ、これが1,500円じゃったら問題なんでしょうけども、それでそういう事業というのは

非常に大事なこと、それであと今後こういう配食とかいろいろ市が関わって事業するにあたっていろいろ価格設定するにあたってさまざまな方に聞かれてそして基準もきちっと作って今回の配食に関してもいろいろ様々なこと勘案しながら1,000円で本当にいいんでしょうかというものを先に作っておって市民の皆さんからおむねいいだろうそういう方向なら今回問題が起こらないとは思っています。長くなればなるほど裁判の費用というのは市民皆さんの税金から出していくお金ですので極力こういうことに関してはどうか早く基準等作って納得した上で今後配食サービス以外にさまざまな形があろうと思いますけれども市民の側から納得するような形のをきちっと作っていただければいいかなと思っております。いずれにしても裁判の場できちっとやっていただけるということで、いろいろ聞いて個人的には1,000円ぐらいが上限かなという市もそのように設定されたんではないかと私は思っております。以上そういうことで。

委員長（荒山光広君） それではちょっと暫時休憩いたしまして、今の文書の取り扱いについて、ちょっと協議をしたいと思っております。よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時55分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続きまして会議を開きます。先程来出ておりますこの件につきましてはまた後日を改めまして議長と相談させていただいて協議する場を求めたいというふうに思っておりますのでどうぞご理解いただきたいというふうに思っております。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 先程市長さんが答弁されましたけど、その件についてお伺いしたいし、ちょっと考え方が我々の考えと違うんじゃないかなと思いますので意見を述べさせていただきます。実は私は選挙の話が出ましたので選挙の話で恐縮でございますけども竹岡さんを批判してその影響があったかどうかわかりませんが立派な成績を収めさせてもらったわけですけどそれ以後竹岡さんと付き合いまして非常に人間的魅力もありますし、私は素晴らしいいい人だと、いい人といわれたらまた票が減りますので言いませんけど、やはり魅力のある人だと思うんですよ、しかしですね先程市長さんが言われましたけど坪井さん一人といわれましたけど実は

私の支持者の中の7、8割は坪井さんの意見に賛成してる方がおるんじゃないかなろうかと私はこのように考えてます。事実はどうかわかりませんが、そういうことで是非市長さんも坪井さんの意見に指示してるお方が大勢いるんだということをご認識いただきたいと思います。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 田邊委員、あなたのご自分の選挙のことをおっしゃいましたけど、あなたのご支持をされたおられる方非常に立派な方がたくさんいらっしゃると思います。いろんな思いをもって田邊議員に支持をされたというふうに思っております。私は市政全般を考えておりますのでこのことにつきましては坪井さんが原告で私どものほうが被告ということで係争中ですね、非常に私はこないだの一般質問でも申し上げたようにある特定なところに利益をもたらすとか、そういうことじゃなしに弱いお立場の方にどうにかお食事も作れない買い物にも行けないという方にこの制度そのものを存続をさせていきたいという強い気持ちでこの裁判に臨んでおるといことであの時も申し上げましたけれども私が今やってることは一点の曇りもないということを再度申し上げさせていただきます。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 田邊委員さんあなたは私を批判したから1,100あるとおっしゃったですね（発言する者あり）別に断われというんじゃないんよ、そう言う方もおられるということをおわれたんじゃないんよと思うけど、市長も今おっしゃったように係争中ですから中身については申し上げません。しかしながら思いはもう今まで言いました。それからもう一つお願いなんですけど結構この坪井さんが今日か昨日か出されて市長が今朝見られたという文書について議会が提出を求めたにもかかわらずでてまいりません。法的にどう扱ったらいいかということでしょうか、しかしながら美祿市には情報公開条例がございますので、これはまた議長のほうに申し入れて情報公開条例に基づいて議会が提出を求めたいと私はそれを委員長と議長にお願いをしたいと思いますがいかがですか。

委員長（荒山光広君） はい、議長。

議長（秋山哲朗君） 今竹岡委員さんのほうからそのような申し出もありましたけれども、議会とすればちょっと調査しながらどのほうが一番いいかということで協議させていただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） 今議長が申し上げたように協議してまいりたいというふうに思います。それでは審査のほうに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

最初に議案第4号美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。杉本秋芳総合支所長。

秋芳総合支所長（杉本伊佐雄君） それでは6月定例会議案書をお開きいただきたいと思います。議案書の4-1ページでございます。議案第4号美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。これは別府民舞伝習館及び岩永本郷館の2施設につきましては、現在いずれの施設も地元団体を指定管理者として指定しておりますが平成21年8月31日をもって指定期間が完了となります。いずれの施設も昭和57年に建設をされ既に27年が経過しております。別府民舞伝習館は郷土の無形文化財である念仏踊り及び神楽舞の保存伝承と地域文化の継承を図ることを目的に建設、また岩永本郷館は高齢者の福祉の増進と地域のコミュニティを推進するために建設をされいずれも地域住民の情報の交換の場として積極的に入利活用されてきたところでございます。両施設とも利用に実態は集会所的利用でございまして、地元に限られており市全体を考えた場合地区集会的なものは地元所有となっておりますことから地元に対し譲渡に関する移行調査を行いました結果同意が得られましたので地元へ無償譲渡を行うことを前提に美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） よろしいですか。それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） はい、ないようでございます。それではこれより議案第4号美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉本秋芳総合支所長。

秋芳総合支所長（杉本伊佐雄君） それでは議案書の5 - 1ページをお開き願います。議案第5号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の説明をさせていただきます。現在美祢市多目的集会施設の指定管理者として江原多目的集会所管理組合を指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定期間が満了となります。この施設は昭和61年に農林業の振興、生活改善を図る研修及び地域住民の交流施設として建設をされ既に23年が経過しております。当施設につきましても今回議案第4号で条例の廃止について提案しております。施設同様地元限定した利用実態となっておりますので同意を得た上で地元へ無償譲渡することと考えております。ただし当施設は国の補助事業により設置した施設でありますので財産処分に係る国の基準を満たすこととなる平成22年3月までの7箇月間は市におきまして直接管理することとし、所要の一部改正を行うものであります。それでは条例の一部改正についてご説明いたします。参考資料の1ページをお開き下さいませ。条例の新旧対照表でございます。管理でございますが、第3条で集会施設の管理を指定管理者から市長に改め管理人を置くことができることを付け加えております。開館日及び開館時間でございませ、開館日は通年でございませ、開館時間を8時30分から9時に変更しております。これは直営で行っております他の集会施設に併せて時間を変更したものでございませ。それから使用の許可が第5条に、次のページをお開き願いたいと思います。2ページで使用の許可の制限が第6条、使用料が第7条、使用料の免除が第8条にそして3ページ目に別表で使用料の区分を掲げております。この使用料につきましても他の公の施設を参考にさせていただきますまして設定をさせていただきました。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございますので、これより議案第5号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の本委員会所管事項について審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） それでは、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。補正予算書の1-10ページをお開き願いたいと思います。1-10ページの歳出の一番上でございます。款総務費・総務管理費・目の財産管理費です。これにつきましては、使用料及び賃借料として67万5,000円を計上させていただいております。この経費につきましては、昨年度をもって廃止となりました旧山口県土地改良事業団体連合会美祢出張所の事務所、駐車場を含めて借り受ける経費としてここに計上させていただいております。

総合政策部企画政策課長（末岡竜夫君） 続きまして、そのすぐ下の行でございますが、目で企画費とございます。委託料として168万円を計上させていただいております。これは、美祢市土地開発公社の所有いたします約61ヘクタールの十文字原総合開発事業用地の土地活用について調査を行う費用でございます。

委員長（荒山光広君） はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 続きまして、歳入でございます。1-8、1-9ページをご覧いただきたいと思います。一番下のはじめに寄附金についてご説明いたします。17款寄附金・1項寄付金・一般寄附金に306万2,000円を追加しております。これは、草井川の森田ヤエコ様より300万円、美祢市エコリサイクル展実行委員会様より6万2,500円ご寄附をいただきましたので、追加をするも

のであります。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） 続きまして、同じページの一番上でございます。地方交付税の普通交付税として753万7,000円を計上しております。これは全体の財源の調整として普通交付税を充当しているものでございます。以上です。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、高木副委員長。

副委員長（高木法生君） 今説明の中で1 - 11ページでございますが、67万5,000円の件です。旧土地改良事務所についてでございますが、今後用途についてどのように扱い方をされるのでしょうか、予定があるのかお知らせ下さい。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 提案説明の時にお話をさせていただきましたけれどもこの中心市街地の活性化にとってあそこが空き家になることについては避けなくてはいけないという考え方のもとに土地改良連合会と折衝をさせていただきました、それも非常に安い金額でお貸しをいただくということでお話をさせていただいております。今後合併をいたしまして、この市庁舎、部・課・所まで施設の非常に手狭になっておりますし、市民の方に非常にご不便をおかけしておると、それと駐車場につきましても非常に狭隘で市民の方にとって、何か用事がある時に駐車場を探さなくてはいけないということも起こっております。私はよく認識しております。その辺も含めまして駐車場用地、離れておりますからあちらの方なんかあったときには市の職員の駐車場に使って、本庁舎のほうについては市民の方に使っていただくということが一つと、将来的には今の老人福祉センターがあるんですがこれは非常に古くなっております。おりますけれども今社会福祉協議会に入っております。この協議会を移転をさせていただいて本庁舎周辺に市の機関を集中させたいと市の方に利便性を高めるためにそういうことも考えております。今私が申し上げたことは確定ではございません。私が今思ってるということで今後いろいろご協議をさせていただきまして方向性を明らかにしていきたいというふうに考えております。ですから今申し上げたことは選択肢の一つということでございます。

委員長（荒山光広君） はい、その他質疑はございませんか。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 十文字原の土地の調査批評ということですけど、具体的に

願います。

委員長（荒山光広君） はい、企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（末岡竜夫君） 先の3月議会における議員提出決議案第1号でございますが、要望決議について議決されました十文字原用地の利活用調査に関する要望決議ということで議会から市長へ提出された要望書がございます。この要望書を受けまして現在我々のほうで、事務方のほうで十文字原約61ヘクタールでございますが、これが美祢市の進むべき方向に合致する効果的な土地利用手法、また民・官の立脚点等の多方面から分析します。その結果考案されたさまざまな土地活用手法を報告書ということにしましてこれを成果品とします。これは時局を鑑みただけではなく今後の世相を見越した手法をいろいろ考察するというのでこれをヒントにこれからその61ヘクタールの十文字原の土地活用を考えていこうとするものでございます。以上です。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） もうちょっと具体的に聞こうと思うんですけど、しゃべると困ることがあればそれで結構です。例えば議員と執行部と請願に行く場合なんかの旅費なんかは入っているんですか、そういうあれじゃないんですね。その辺はどうなんですか。

委員長（荒山光広君） はい、末岡企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（末岡竜夫君） 説明不足で大変申し訳ありません。これはあくまでも委託料で組んでおります。そういう請願の旅費等ではなく、コンサルタント、専門業者にここの土地の活用がいかなる活用が美祢市にとって有効であるかというのを分析していただく委託料として組んでおります。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） わかりました。どうもありがとうございました。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） はい、それではこれより議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。補正予算書の3-1ページをお願いいたします。この度の補正は、歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出総額を2億8,025万円とするものでございます。それでは、補正の内容をご説明申し上げます。3-11ページをお願いいたします。まず、歳出からご説明を申し上げます。1款簡易水道事業費・1項総務管理費・目1一般管理費・節補償、補てん及び賠償金でございます。これは、平成19年7月17日に美東町長田地内で発生いたしました、市水道管配水管破損による道路陥没に伴いまして、発生をいたしました原動付自転車の横転事故に対する相手方への賠償金でございます。この、賠償金の額につきましては後程議案第15号の和解と損害賠償の額を定めることについてにおいてご審議をいただくことになっておるところでございますが、若干の説明を付け加えたいと思います。賠償金の相手方でございますが、美東町綾木の長井幸枝さんでございます。そして、山口労働局といたしまして、この賠償金のお相手方になっております。この山口労働局につきましては、当事者である長井幸枝さんが訪問介護中の公務の事故であったということから、労働災害保険の対象になることになっております。こういうことから損害賠償として受ける権利のある給与保障と治療費を労働災害保険として、山口労働局の方に請求をされまして、この保険給付が行われたところでございます。このことから長井さんの治療費と給与保障の損害賠償請求権が、山口労働局の方に移行したというものでございます。そういうことで、他の賠償金につきましては、当事者である長井幸枝さんと労災保険を支給いたしますが、山口労働局の2人となっております。次に歳入でございます。3-9ページをお願いいたします。5款諸収入・1項雑入・目1雑入・節として雑入でございます。その他の雑入といたしまして、総合賠償保険の保険金をこれに当てるものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回、簡易水道事業に関しましては公務上の事故ということでその賠償額を補填しておりますけれども、今後簡易水道事業、結構各地区でこの施設というのは作られておると思いますけれども今後簡易水道作っていく計画はあるかどうかということと第1点。もう1点は今後簡易水道でこの施設の維持管理こういったメンテナンスなっかもきちっと行われてなんか故障があって給水ができないとか、こういうサービスに滞りがあるてはいけませんので、その辺の維持管理に関してこの2点ちょっとお伺いしたいと思っております。

委員長（荒山光広君） はい、中村課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） 岡山委員のご質問にお答えいたします。まず簡易水道関係について今後計画があるかというご質問だったと思います。現在於福下において要望が出ております。この実施時期等につきましては市長と協議をしながら今後決めていくことになろうかと思っております。あと美東・秋芳地域におきましては現在計画はございません。そして維持管理についてのご質問だろうと思っております。秋芳は近年施設改良等行っておりますが、旧美祢、旧美東町の簡易水道は古くは昭和30年代から50年の前半にかけて、新しいものにつきましては平成に入ってからというのはございますが、かなり管も老朽化しております。そういうことで日常的に配水管の漏水事故が起こっておることがあります。なお復旧におきましては、土曜、日曜においても修理にあたっておるところでございます。現在も老朽管の更新事業等進めておりますが、市民の皆様方のライフラインでもございます。安定供給に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 簡易水道の配管等併せてメンテナンスされてるということでその辺今後しっかりと管理をきちっと管理をしていることが目に見える形で記録として残していただきたいなと思っております。あとは配水管等これに関しましても耐用年数等ありますので今後その辺もしっかりと使ってる材質等その辺の耐久年数も考え併せて簡易水道をしっかりとそういう事業を今後もしっかりと行っていただきたいということを要望しまして私の意見を終わります。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第3号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号財産の無償譲渡についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） それでは、議案第10号財産の無償譲渡についてご説明いたします。議案書の10-1ページをお開き下さい。この財産の無償譲渡についてですが、先程議案第4号で提案がありました別府民舞伝習館と岩永本郷館の2施設につきまして施設の設置条例を廃止することに伴いまして、現在の指定管理者でありますそれぞれの地元の管理組合へ無償譲渡するものであります。この財産無償譲渡につきましては地方自治法第237条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。以上です。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） はい、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） はい、それではこれより議案第10号財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号和解及び損害賠償の額を定めることについてを審査いたしま

す。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは議案書の15 - 1ページをお願いをいたします。議案第15号和解及び損害賠償の額を定めることについてをご説明申し上げます。本議案は先程、議案第3号簡易水道事業特別会計補正予算においてご説明を申し上げましたが、平成19年9月17日に発生をいたしました市水道配水管破損による道路陥没に伴い発生しました原動機自転車の横転事故に関し相手方との和解と損害賠償の額を定めることについて市議会の議決をお願いするものでございます。記以下につきましてご説明を申し上げます。まず1といたしまして和解及び損害賠償の相手方でございます。甲といたしまして、美祢市美東町綾木619番地長井幸枝でございます。長井さんは事故の当事者でございます。乙としまして、山口市河内町6番16号山口労働局でございます。山口労働局につきましては先程の補正予算で若干ご説明を申し上げましたが、損害賠償は通常当事者間での処理になるところでございますが、長井さんが公務中の事故であるということで労働災害保険の対象になることから損害賠償として長井さんが受け取られる権利のある休業補償と治療費を労働災害保険として山口労働局に請求をされましてその保険給付が行われたところでございます。このことから長井さんが持たれる治療費等休業補償の損害賠償請求権を山口労働局、つまり国でございますが、国が代取得したものでございます。次に2としまして、和解の要旨でございます。市の過失割合を4割とし、市は、損害賠償金10万4,638円を甲長井さんの方へ、15万4,528円を乙山口労働局にそれぞれ支払うものとする。そして3といたしまして、損害賠償の義務の発生の原因となる事実でございます。これは先程から申し上げておりますが、平成19年9月17日県道佐々並美東線と市道宮の河内線の交差点において、市水道配水管破損による道路陥没に伴い発生した原動機付自転車運転者の事故でございます。4その他としまして、甲の長井さんの労災保険の給付に係る損害賠償請求権は、乙山口労働局が取得をしているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第15号和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案6件につきまして審査を終了いたしました。その他、委員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いします。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 美祢市の職員録、これを見ていたんですが、3ページですけど、豊田前出張所と於福出張所、厚保出張所に警備員の方が2名ずついらっしゃいますけど、他の支所にはいらっしゃいませんが、この3箇所には警備員がいらっしゃるんですね。（発言する者あり）美東はシルバーに委託しておられるのにここには警備員が2人、年齢は何歳の方かわかりませんが、まさか天下りということはありませんか。（発言する者あり）説明をお願いいたします。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 只今の三好委員のご質問ですけれど、豊田前出張所、於福出張所、厚保出張所、それぞれの出張所につきましては公民館と併設になっております。それで合併前からの形態といたしましては夜間警備も含めて夕刻5時から早朝まで宿直を兼ねた警備員として管理していただいておりますけれど、合併後美祢市、秋芳・美東地域と同様な形態にするという考えから夜間は警備保障のほうに管理を任せるということですのでけれど公民館と併設している関係で夕刻から10時までの開館している期間につきまして警備員に管理をしているということでございます。警備員の身分ですけどこれは他の地区と同様にシルバーに委託しているという実態でございます。以上です。

委員長（荒山光広君） いいですか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） シルバーに頼んでおられる方がここに載るということはおかしくないですかね。公民館で夕方から10時までいるというんでしたら当然美東でもいるのではないかと思います。美東の場合はそれぞれ鍵は一定の所に預けてお

いてそれを取りに行っちゃってるんですけど、利用者が夕方あるのでおいているというのはちょっとおかしくありませんかね。（発言する者あり）この方がおられるから悪いというのではなくて、不公平があると思いますが、何か一体感、一体感といわれるわりには何かちょっと一体感でないところもあるのでは（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君） 議員ご指摘のように若干の各出張所、公民館の管理実態について若干の差はありますけれど、それぞれの過去の経緯と申しますか、美東・秋芳地域においてご近所の方に鍵を預けられたりしている長年の伝統、慣習というのが成り立っているということでございますが、この3出張所、公民館につきましては従来から警備員、終日夜間警備という経緯がございますのでその辺の地域の方をお願いするというその辺の実績がないということで、今までの公民館管理の併せて警備員シルバーの方をお願いしているということでございます。新市の地域に差がないように今後ともそういうふうな部分は精査していきたいと考えております。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。

委員（三好睦子君） すみません。美東も公民館と出張所は一緒です。条件は同じかと思えます。それからですねということがタブーかもしれませんが、これの人件費はいくらぐらいでしょうか。別に彼たちは攻めるわけではありませんから。誤解のないようお願いいたします。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君） 警備に関する業務委託料については後程ご報告いたしますけれど、出張所、公民館を管理する上では警備会社による夜間警備も含めてこういうふうに警備員を置いてしっかりと市の施設でありますので警備員を置いて管理していくという方向性のほうがよろしいという我々は考えているわけですが併合協議の段階、その後の予算協議の段階において美東・秋芳地域における鍵の保管、管理を近隣の方をお願いしてという実態よりも警備会社に管理を委託する方が好ましいというふうにはわれわれ考えているわけですが長年の伝統があってそういうことで管理上にミスと申しますか、不具合がないという長年の実績があるということであえて警備会社、警備員等の管理は必要ないという地域の声といいま

すか、そういう実態を勘案して結果的に差が生じているということでもあります。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 波佐間部長の話をもう少し正確に聞いちゃったんがいいと思うよ。それぞれの施設を建てて管理をする歴史的経過があると、その経過の中でその地域に管理を委託をお願いをしちよると、今言葉の中であまり突っ込んでいきよると一番行政としても手が切れて楽でええのは警備会社に任せることなんよ、ところがそれを突っ込んでやりよると私も長年主張してきたのはできる限り障害者であろうが、いろんな高齢者であろうが、地域のいろんな施設をそれこそ守って地域でいろんな意味で活性化させて利用も良くなるということを考えればただたんに安易に警備保障会社に委託することが望ましくないと、豊田前であろうが於福であろうが西厚保であろうが必要に応じて市役所の建物の中でもそうじゃけどある程度障害のある方々がそうした施設の中でシルバーの派遣ということを通じてもあるし、その地域の中から推薦されて長年、重安にもあるよね。地域のお店をしょっちゃった方が鍵を預かりながらやりよって、今は朝から晩まで見張っちょるわけいね。利用者の不便がないようにと、そこにかかるコストがそれがまた適当かどうかというのはそれぞれの地域の中の利用率とか、それから施設の規模とかも含めて執行部が妥当な数字をそれぞれの条件に併せて非常に苦労してやられておると、ここは大事なんよ、一番執行部が気が楽なのは警備保障会社にバタバタと入札させてセコムがとったといえれば手が切れて、そうした障害のある人も含めながら雇用の場をこの長年地域の施設を守るといって苦労しながら人材も確保しながら地域のいろんな施設を管理しちよるそうした伝統を今後秋芳や美東も含めてより良い管理の方法を模索していきたいとこう市長なり総務部長も思っちょるわけ。これ以上突っ込んだらもっとやるよ。

委員長（荒山光広君） 他はよろしいですか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 今の総務部長の回答なんですけど、基本的には合併して市内に複数、たくさんある施設が必ずしも今の新執行部の移行によって管理体制が取られて決められたものではないと私は思うんです。はっきり言うて夜間の管理をどこかに委託するとか言うふうな形で全部そういうふうな市としての責任を果たす上での体制が果たして取られております。掴んでおられますか。要するに夜間の管理人とか鍵預かってる者おらんところもあるんじゃないですか。うちの所はあるんです

けど。鍵は連絡してあるところにおいてあるんですよそれをとって帰りはまたきちんと返すところという感じなんですよ。ですから夜間の管理体制といいますか、管理人を当然いないし、鍵もそれなりにかなり維持といいますかね。所があるんですよですから今の部長のお答えだとかなりちょっと待って下さいよと言わざるを得んですよ。きちんと夜間の管理をしなきゃいかんということを認めながらそうじゃないものがあるということになると早急にどうかしていただかないとつじつまが合わんというか問題が生じてくるということになり兼ねるんじゃが。どうですかね。（発言する者あり）どっかに置きちゃうという問題が生じますから、そんなことはないんですよ。職員がおる間に借りちよいて、あと開けて使用してあるところに、これはちゃんと鍵がかかっているところなんですけどもそういうふうなところにおいて帰る。こういうことです。鍵の管理は別に、それほどないと思うんですが、夜間の管理にはいないということ。

委員長（荒山光広君） はい、市長。

市長（村田弘司君） 安富委員の話ですが、具体的に言うたら校庭解放事業がありますよね学校の体育館とかそういう施設のことですか。どういう公民館、例えば於福なら於福公民館とか、そういう類いの公民館ですか。集会所じゃなしに、公民館。（発言する者あり）ちょっと三好委員いいです。結局ですね南口委員がさっき我々の執行部の言いたいことを随分代弁してしゃべっていただいたということではなかなかじゃべりづらいことを南口委員立場を変えちゃったですか。南口委員の名前ばかりだして悪いけどしがらみばかりと新しい市はしがらみばかりとおっしゃいましたが、結局かってに一市二町のいろんなやり方というのはまだ引きずったままのところが多いんですよ、今安富委員がおっしゃったように市の管理責任という点だけでいくと不備なところがまだ残っていると思います。それと今三好委員がおっしゃったまったくフラットでおなし対応が必要じゃないかという面で言えばやはり残っていると思います。今それ過渡期にあるということですね、ですから我々としてすべきことはその実態を完全に把握して地元の方のご理解を得てやるべきなんですけれどもベストの方法というのはなかなか出しづらいと思うんですよ、一番ベストなのは南口委員がみじくも言われたけど警備保障会社、専門のプロの集団にですねお任せをして全部やってもらったら一番簡単で間違いないんです。間違いないんだけど今までそれぞれの施設の使い方がそれぞれの地域によって違ってきて

おるといふことで一律にそれをやると管理責任だけで動いてしまうと今度逆に地元の方の今までずーと使ってこられたやり方を覆すことになりますからその利便性をまた損なうという面もあります。その辺を両方考えながら新しい市は一つ一つ物事解決していく必要がありますので、今その足を一つずつやっていってる段階なんですよね。ですから初めに出了た於福、厚保、豊田前だけがというふうにおっしゃったけども一晩中管理人がおられたんですよ合併前は、それをなくして夜間だけは警備会社をお願いをして市の職員がおらんようになって夜10時まで使っていただく必要がありますから管理人の方をお願いしてるということに変えたということで、それも一つの過渡期の一步なんですよね。ですからそれぞれの施設の今までのやり方、使い勝手のよさ、それと市の管理責任の重さ、その辺を勘案してその施設が一番いいのは統一的な方法で管理をさせていただくと本当は市長とすれば安心であるし、そうしたいんですけどもそこに行きつくには若干時間がかかるかなということでご理解を賜りたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） どことは申しませんでした。そのほうがいいだろうというふうに思いましたから申し上げたんですが、一つ言えることは合併をするまでにそれぞれの市や町がそれなりにいろいろ経費の節減とか地元との折り合いの良さとか勘案しながらいくつか段階を得て夜間の管理人を近所の人に委託をしたりしながら、やりながら最終的には私が申し上げたと思うんですよ。そういうふうに思います。そういうふうに事実なってきた合併をして市長が言われるようになかなか一本化されてないとその中で管理責任が当然あるのは現実ですからその辺も含めて是非もう一度見直しながら不公平ということは私ないと思うんですけども、それで皆さんが満足しておられればそれでいいだろうと私はそういうふうに思いますが、管理上の問題はまた違いますからその辺含めて部長のほうでまたよろしく取り計らってください。お願いします。

委員長（荒山光広君） 田邊委員さんいいですか。はいどうぞ、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 市長さんの意見が大変正確にしかも地元の意向、それから執行部の立場、そういうのをきちんと加味して発言をされたんで私の付け入るすきがないんですけど問題はですね、やはり波佐間部長は言われた私は地元の出身でそれを批判するのはなかなかあれなんですけど今の考え方、過去の経歴があるからそれ

を持続するんだという考え方は最近の経済の状態そういうのを考えるとやはりそれはやっぱり行政のほうである程度やっぱりそういう考え方をなくしてさらに一步進んだ考え方でやっぱりやっていただかんとこの美祢市は将来が非常に暗澹たるもんがあるんじゃないかなろうかと思うんです。やはりその辺を地元を財政が苦しいんだということでやっていくことが大切じゃなろうかと思うんです。それから例をあげますけど私、鉾山に務めてましたので当時一人雇うと500万円ぐらいの賃金がかかったんですけどセコムに火薬庫の管理させると一人100万円ぐらいで済んだんですね、しかもそれで事故が一般も起こったことがないんですよ、だからそういう考え方に立てばセコムかどっか知りませんがそういうところに頼んだらどのぐらいの経費が節減できるのかその辺もちょっとお聞きしたいんですけど、いずれにしてもそういう姿勢で執行部が望んでいただくことは今の市民の声を聞く最大のベストの姿勢じゃなろうかといかがでございましょうか。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 田邊委員のおっしゃることよくわかります。行政コストも含めて考えていく必要がありますし、それが新しい市の財政基盤着実にするためには大変重要とっております。私もそれを既に念頭において仕事をさせていただいております。ですから管理人も市の職員じゃないわけです。市の職員を残して超過勤務手当を払って仕事をさせておるということじゃありませんので、シルバーの方をお願いしてやっていただいているということで非常に安くやっていただいております。ありがたいなというふうに思っております。さっきも話ししましたけれどもいろんな面を考えて今一步一步進めていますので、どこにもっていきたいかという目標ですね、今ベストという言葉を使われましたけどなかなかベストというのはあり得ないんですよ、ですからベストを目標に掲げてよりベターなほうによりいい方にもっていくという形で動いていますので、一朝一夕に今言われたようなベストな形というのはなかなか生まれがたい状況にあるということもご理解いただきたいと思えます。一生懸命頑張っております。

委員長（荒山光広君） その他。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 私はセコムとか警備会社を入れたらどうかとは言っています。総合支所にシルバーの方が入って警備されてるのはいいと思います。美東の場合は総合支所にはシルバーの方で入っておられます。支所についてはおられませ

ん。先程、どこもだと思うんですけど出張所と公民館はいつも一体と思うんですね、歴史的な理由何とかといわれましたけど、美東の場合でも昔から公民館利用して夜になったらサークルがあってそれを中国講座とかいろいろサークルがありましてそうしてやっておられるのも歴史的にやっておられます。利用しておられます。私何度も言いますけど警備保障雇ってて言うんじゃないくて地元のシルバーの方たちを総合支所とかの置いて言って出張所にはいらぬのではないかと思いますね。鍵も遠いんですけどそれは隣の受けやすい、綾木の場合は散髪屋さんですが、真長田も離れてますが散髪さんがやっておられます。そうやっていつも人が行かれるようなところへ鍵を預けとってんですが、美東が進んでいるのではないかなと、美東方式をよく研究していただいてももらいたいなと思いますが。（発言する者あり）警備保障でお金を使わなくても地元の方の、シルバーとかいろんな方に（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 要望でいいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 2点ほどあれしていただきたい。まず1点は、これは所管じゃないけど監査に関わることですから所管に入ると思うんですが、観光会計がおそらく地方自治法の健全化法、財政健全化法でおそらく外部監査入れられるだろうと思うんですが、これは議会の議決があるわけですけど、その場合外部監査は公認会計士から弁護士だろうと思うんですね、公認会計士さんにおそくなるんじゃないかと思っていますが、これは9月議会でもいいんですが、どういうふうに取り組んでいくかということもちょっとお知らせ願いたいし、もう一つは外部監査の時に補助者をつけることができるんです。一番の目的は健全計画を議会のほうにも示さなくてはいけぬだろうと思うんです。そうすると公認会計士さんだけでいいのか、補助員という方がどういう形でどういう方がつけられるのか、また市長はどういう方をつけようとお考えになってるのが1点。

もう一つは先だって総務企業委員会と交通・情報ネットワーク化推進特別委員会とが、あの時は確か勉強会という形であったと思うんですね、その後担当部局と商工会の方と事前協議をしてほしいという申し出があってしていただいたんですが、その報告聞きますと全く同軸ケーブルもインターネットも全く地元には資格がないから駄目だとかこういう回答があったやに聞いております。従って、その辺がどういうことかということで実が議長と委員長に山口ケーブルビジョンの方の出席を求め

たわけですがそれがどうなってるのか、実は先だってMYTに貸せていただきました。そしたら所長いわくここにインターネットの機械を置くんですよ、ちょっと手狭なところじゃったけど、ここにおきますというのがあったんですね。そこに置いて根本的な話なんです、指定管理者として今山口ケーブルビジョンにMYTの建物、機材、そういうものを全部一応管理をしていただいております。その中で指定管理者の本来の業務をその中に持ち込んで当然言い方が悪いがサービスを供給していくとこれが本当に指定管理者制度の中でなじむのかどうかというのがお聞きしたい。行ってみましたらここにおきますとこういう話だったんやかで、これ美祢市の建物の中でしょうというたら、そうなんです。いわゆるこうした有線テレビ放送管理運営に関する協定書とかそういうものをお読みになられましたか、そんなの見たことはないとおっしゃったんです。見たことがないといったら次の質問ができなかったんですが、一応協定書には管理運営をお願いをしたと事業内容からしますとテレビ放送に関わる事業といわゆる事業の4条の5項のところに放送局に定めるテレビジョンの放送及びFM放送の再送信とこう書いてあるんですね、指定管理者が行う業務の中を読ませていただいてもどこにも何にもそんなことは書いてないんですよ、そうしますとこれは整理をきちんとしていかないと、例えば指定管理者を受託した方がその施設を利用してその指定管理者が本来の業務をその中に持ち込むということもありうると思います。今後、これがもしいいのなら、だからその辺の整備はどのようにお考えになってるのか、先だって私が申し上げたように正確には私は電気設備とスプリンクラーがなかったためにスプリンクラーをつけたんです。ところがお叱りを受けたんですよ私百四、五十万使いました。結果的には寄附採納しました。例えば私が市役所の中に壁が悪いからと言って何かをつけるわけにはいきません。そこに機械を置くこともできません。指定管理者だからいいというのも大きな疑問視をもってるわけでその辺のお考え方もちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今のMYTに係る指定管理者の件、竹岡委員聞いてちょっとですか、指定管理制度ですから我々市が公の施設を指定管理に出しておると山口ケーブルビジョンに、今おっしゃったことを端的に申し上げたら軒先を貸したら母屋を指定管理受けられた方に乗っ取られたらいけないかというようなニュアンス

への質問だったかなと思うんですが、市の施設ですよね公の施設ですからそれを使っていただいて市民のサービスに寄与していただくというのが指定管理者制度ですけども公の施設たる本体を指定管理を受けられた方の自由気ままにやられたらおかしいんじゃないかというご趣旨だろうと思います。おかしいですね。指定管理者制度というのは民間の力を活力を使ってそして行政コストを抑えてそして市民サービスを向上させるというこの三つの大きな目的があるんですが、指定管理を受けられた業者の方、団体の方にだけ利益が及ぶようではいけません。具体的に申し上げますと指定管理を受けられてMYTですね、山口ケーブルビジョン社長は斉藤社長とおっしゃるんですが、私もトップ同士で話をしております。現にそういうことがないような形で運営をしていただくということは話をして斉藤社長、これはTYSの社長も兼ねていらっしゃいますけれども村田市長の言われる通りにしますからという言葉頂戴しております。ただし今の指定管理者制度出すときの契約行為の中身の中にそういう文言がないから後々にそういう不利益が不都合が起こってはいけないからその辺を整備をしたほうがいいんじゃないかというご指摘だろうと思います。私も手元に協定書の本文をもっておりませんからちょっと具体的には申し上げられませんがけれどももし不都合なことがあるようであればそれは山口ケーブルビジョンと話させていただいてきちっとしたいと思います。それとですね山口ケーブルビジョンそのものは山口市にあります。我々は美祢市です。この山口ケーブルビジョンという会社に指定管理をお願いしたのは今の美東地域が山口ケーブルビジョンのケーブル内に入っておるし、今引こうとしている秋芳地域についても山口ケーブルビジョンの施設としてできる美祢市も補助金をだす。国も補助金を出す。ということで随分汗をかいてきたわけです。市の持ち出しが一番少ないからそういう方法をとったということで、今旧来からある我々のMYTを秋芳地域に延ばすと莫大なお金を市が出さなくてははいけないからもっとも財政的に優位な方法をとったということがあります。そしてMYTの指定管理は全体を見てもらうということで山口ケーブルビジョンをお願いしたわけなんですけれども、やるやられるなかで地元のいろんな関連業者がありますよねそういう方々に結局置いていかれて山口ケーブルビジョンが自分が使っておられる市外の業者だけを使われるということであればこの市地域の中の業者の活力が落ちることがありますから、その辺も申し上げた斉藤社長の方には十分に申し上げております。優先的に市内の業者を使っていただくと、そ

れから従来からMYTで関連していただいております業者も使っていただくということもお願いをしております。その辺が明文化した方がいいということであればあとは考える必要があろうかと思えます。それは真摯協定といいますか、トップ同士の話でそういう話をさせていただいておりますので、もし末端ということは変ですが、組織が下りて行って担当者のレベルでそれが違うということおっしゃるようであればそれはトップ同士の話と違っておりますので強く私のほうから山口ケーブルビジョンの社長のほうに申し入れたいと思えます。

委員長（荒山光広君） はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは1点目の個別外部監査についてのご質問についてご回答のほうさせていただきます。ただ今手持ちの資料がございませんので概略ということでお聞きいただけたらと思えます。平成20年4月1日より健全化法に基づきます判断基準というのが公表の義務付けが19年度の決算から実施をされております。昨年の9月におきまして健全化判断数値につきまして議会のほうに報告をさせていただいた上、市報のほうに報告という形で実施をいたしております。

20年度の決算において判断基準を上回った場合に今度は個別外部監査をした上で経営改善計画を同一年度内に策定するというふうなスキームになってくるようになります。先だって県の担当のほうと市長部局並びに議会、監査事務局合同の協議説明会を行いましてあらかじめ今後のスケジュールについて事務的な調整を行ったところでございます。いずれにいたしましてもどの時期で議会の皆さんにご説明をするかということになるかと思うんですが、9月の議会ではスケジュールの説明では遅すぎる感がございまして、できればこの議会の最終日なりに委員会で説明するのか、全協を開かせていただくのか、そこらあたりも議会事務局並びに市長のほうと協議した上でご回答をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私は村田市長かと思ったら福田市長が回答されたようですが、補助者をどういう方に入れられるお考えですか市長のお考えをお聞きしたいと質問したと思えますが。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 福田君は市長じゃありませんので、ただの部次長です。今福

田部次長が申し上げたことの報告まだ受けておりません。中身は全くまだ聞いておりませんので、今お答えのしようがないんですが、おそらく公認会計士が入られると思いますね。補助者たるものがどういう方が適切かということは説明を受けてからでない、うかつなことを申し上げられませんのでここでは置かせていただきます。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すみませんでした。まだ報告が入ってない。そうしますと今福田部次長が言われたようにできたら議長と相談されて執行部と議会と監査部と共通理解、去年もワイワイあわてましたんですが、その辺の全体の流れが全員にわかるような全協でもいいですが機会をもっていただきたいというふうに思います。それはこれでおきます。ケーブルビジョンの場合は確かに市長はトップ同士で約束はしたとおっしゃるんですが、先だっそのその説明の中では同軸ケーブルをつなぐことも言い方が悪いけど仕事ないでしょうという言い方だったんですね。特に光ファイバーですからインターネットに関しては全く資格がないから駄目ですというような言い方だったんです。市民の皆さんに分りにくいと思うんですが、インターネットつなげば1万五千何がしか山口ケーブルビジョンが推進期間中は援助しましょうと。こういうことなんですね。これが市内の業者にできればそれなりの地元に波及効果がまた起きてくるだろうと思うんです。またそのへんが現段階で私が知っている範囲では、ストップになったまんまになっています。従ってきょう、委員長と議長には、ケーブルビジョンの皆さんも呼んでいただきたいとお願いをしております。それについてまだ回答がないんですが、もう一つは事業の内容がええとか悪いとか言っているんじゃないんです。美祿市のMYTの建物の中に指定管理者が本来の業務の遂行していくためのものを持ちこんで、そしてサービスを提供すると。これは全く美祿のMYTとは違うんです、性格が。それがどうもですね、1月の臨時議会の辺からですか議論をやってるんですけど、どうしても分かっていただけない。ちゃんぼんになってます。秋芳町の工事は、当然総務省の予算で第3セクターでですね、当然県も市も国も協力し合ってやってるわけですから。これはいいことだと思いますし、秋芳、美東でそうした光ファイバーが活用されてインターネット施設をやられて普及される。これはまあ山口ケーブルビジョンそのものの事業ですからおおいにやっていただきたいし、普及して市民のサービスを向上していただき

たい。しかし、美祢市のも、その願いはあるんですが、私が申し上げているのは、美祢市の施設の中に指定管理者制度のそれを持ち込んで、本来の業務をするということについて、単なる財産使用許可だけで済むのかどうか。それが済むならばですね今後指定管理者制度の中でいろんな問題が出てくるんと思うんです。単なる施設の管理をしているものもあればですね若干、自主事業で収益を上げてそれによって雇用拡大をしてほしいという願いのものもあります。どっかで議論があったと思いますが、あの指定管理者制度のガイドラインを一束で括っていることに問題があるんじゃないかという指摘があったと思います。私ももう少しその辺は見直していかなくちゃいけないだろうと思います。特に気を付けていかなくちゃいけないのはMYTだろうと思います。何条かに多分、官僚のことですから必ず書いてます。目的外使用はしちゃいけんと。こう書いてますね。私もこれでひどい目にあってるんですから。目的外使用をしちゃいけないと、じゃ目的はなんなのかという、インターネットは書いてないんですよ。インターネット通信は書いてないんですよ。放送とFM放送の再放送はするんです。再放送をするんだということしか書いてないです。その中で今事業を進められようとしているから私としては問題があるんじゃないですかと言ってるわけです。以上です。

委員長（荒山光広君） いろいろありますので、ちょっと昼も過ぎましたので、暫時休憩して午後1時半から再開したいと思います。暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

.....

午後1時30分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続き、会議を開きます。午前中答弁が途中でございました。村田市長のほうからよろしくお願いします。

市長（村田弘司君） 午前中にお答えを申しましたけれども今のインターネット関係についてですね山口ケーブルビジョンのほうで関与されている事業所でしかできないということでは、やはり地域の活性化のためにおもしろくないということで、斉藤社長のほうに私のほうから強く申し入れているということは、先程述べたとおりでございますけれども只今確認をしましたらそれを受けて山口ケーブルビジョンのほうで協議をされまして地元の業者、それからMYTに從來から携わっておられる業者の方にもですね、この事を参入してやっていただけると言うことを確認を得ま

したのでご報告いたしたいと思います。以上でございます。

委員長（荒山光広君） きょうは、山口ケーブルビジョン磯部顧問さんに来ていただいておりますので、そのあたりについてケーブルビジョンのほうのお考えをちょっとお聞かせ願えたらと思いますけどよろしくをお願いします。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） ご紹介いただきました山口ケーブルビジョンで顧問をしております磯部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今、市長さんからお話しいただきましたとおり市長さんのほうから重々地元の業者さんに十分配慮するよゆうにということとは重々承っております、その方向で可能な限り、物事を進めてまいりたいということは間違えのないところでございます。ただ、様々技術的な問題とかありますが市として一番大きいのはテレビのほうの工事が数と金額とか、今後の波及効果も大きいですがインターネットについても考え方は、同じである、という基本のところは、同じなんですけれどもインターネットについては、数が少ないということと特殊な技術なり測定機器とかそういうものが必要なもので金額的にも低いというベースというものがございまして、対局は、地元で可能な範囲でということにおいては、考え方は同じです。

委員長（荒山光広君） はい、その他質疑といひますか、ご意見ございますか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今、あの顧問さんの話で可能な限りとかね、ちょっとみな、漠然としてるんですよ。それで特に商工会の関係の皆さん方からしたら、結果としては、何も無いんじゃないかと、言葉はきれいなけど、というようなニュアンスで受け止めておられるんですよ。したがって、インターネットをやる場合は、光ファイバー使うんじゃないから何かの資格があるんじゃないだろう。その資格がどういふものなのか。それからその資格をいひゆるケーブルビジョンさんが監理監督されるということで、工事が進められるものなのか。それから同軸ケーブルがどの程度のものか分かりませんが、ちょっともう少しですね、具体的にお考えをお示しいただきたいなと。いひゆるこのテレビを見ておられる家電業者の皆さん方がわかるようにですね。ちょっと説明していただきたいと思ひますし、市長のほうはトップ会談でお願いは、されたんだらうから、その効果があつて下へ降りたんだらうと思ひますね。私が聞いた範囲では、何も無いようなですよ、という報告だけは聞いたんです。したがってこういう席を設けてもらって、きちんと聞きたいなということでお

願いましたんですが、市長からの要請どおりそのお答えはあったんですが、ちょっと答え自体が漠然としておりまして、よくわからない。どういう工事が考えられて、どういうふうなものがおろせるのか。そのへんをもう少しですねお考えをお示しいただきたいと思うんです。

委員長（荒山光広君） はい、磯部さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） 工事の概要ですけども、まずおっしゃったインターネットに関する工事でございますが、電気の工事は全部電気屋さんで問題なく行われることでよろしいですけども、インターネットの場合は、例えば資格の云々というのをちらっと、電気においてはさておいて、いやテレビについては、さておいてケーブルテレビの方は。インターネットの宅内工事については、電話をつけられるとか、そういうIP電話とか、そういう関連のものがあつた場合は、デジタルニスとかそういうものが必要になりますけども、そうでない場合は、いわゆる法令に基づく資格というのはありませんけども、私の方から宅内にD-ONUという端末を置きますので、そこそその間を光ケーブルで繋いでいただくとか、そういう宅内の工事をやってそして調整を端末との間でやっていただくとか、そういう工事になるんですけども、この工事については、15,750円というふうにしておりますけども、これはキャンペーン期間中は無料として山口ケーブルが請け負った事業者さんに全部。加入者さんがお支払いする必要がないということになります。そのキャンペーン期間中の金額というのは、山口ケーブルがよその地区でキャンペーンをやるときも、同じように無料としておりますので、その方向で。まだ交付決定をいただいておるわけではありませんが、交付決定をいただいた後は、その方向でやらせていただくということで、市民の方にとってできるだけ安い価格でキャンペーン期間が過ぎても、申し込みを行われても出来る範囲でということで価格設定がなされておる、というふうに御理解いただきたいと思います。それで宅内工事については、そういう工事をやります。私も技術職員ではございませんが、いわゆる測定の装置といいますが、そういうふうなものを持っておられる必要があるとか、そういう工事に伴う機器といいますが、そういうものが必要に事業者さんの方になります。そういうこともあって数もそんなに、美祿地区でそんなにたくさん、他の地区と同じ状況を見た場合にそんなにたくさん出る数にはならないと思いますし、じゃそれを例えば測定器を買ってそしてその工事をいくつか持ってと

いう場合に、否定的な話をして恐縮ですけども採算ベースというのは非常に厳しい話になってはいけないな、という心配があるのと、私の方もD-ONUという端末を置く以上は、そこに加入者の方に対して責任を持ってきちんとインターネットが開始されるようにサーバーとの間でならないといけませんので、そういうきちっとした工事が出来るようにやりたいという気持ちは、もっております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと議論がかみおうてないと思うんですよね。もっと端的にわかりやすく言えば、宅内工事が15,750円で推進期間中は、御社がみまますよと。誰がやっても。ところが一方では、デジタル2種がないとという、先にまくらがあったですよね。私どもがお聞きしているのは、そうした資格がなければこの宅内工事は出来ないのか、おたくの監理監督の中でその範囲内で美祢市の業者が出来るのかというのをお聞きしてるんです。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） できます。

委員（竹岡昌治君） いいわけですよね。今、おしゃった測定器が云々と言われたけど、その周波を調べたりいろんなことをするためのという意味なんですか。それは、美祢の家電業者が投資しても宅内工事からすれば、件数が少ないから採算には乗らないかもしれませんよ、というブレーキがかかっているわけですがそのもうちょっとですねインターネットがどの程度普及させようとお考えなのか。もう少し見えるように説明していただきたいんですけど。

委員長（荒山光広君） はい、磯部さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） インターネットがどのような形で推移するかということが、非常に難しいところがあるんですけども、美祢地区で例えばですよ、申し込みを受け付けておるわけではありませんけれども、300ぐらいであったと仮にしまして、それが推移がはっきり読めませんが7,8年度に1,000になったというような推測というのは、よその地区から見るとあり得るのかなと、という気がします。その間に、ということは電気、ケーブルテレビの場合には、38,000円某という工事になってきますけども、この場合には、非常に各申込者が非常に多くて、電気店のどなたでも出来るという、また付加価値がテレビの買い換えとか、いろんなことがたくさん、よそのケースから見ても出まして非常に電気店さんにとってもがんばりがいがあるところだと思います。そうい

うところについては、ぜひ頑張ってください地元の、出来るだけ地元でたくさん、全部、具体的に申せば、よその地区では、申し込んだ時点で集中すると、よその市に出さないといけないというそんな感じになってきますので、出来るだけ早く申込書を受け付けながら、地元で全部消化出来るようになったらいいなという、これは私の個人的な感じですが。じゃそのような期待感でインターネットが採算的に厳しいもんですから、そこをいい加減に言うことで我々も出来るだけ市民の方に安い価格で全国に引けをとらない形で提供するというのを第1次的に考えておりますので、そういうことで最初の普及が厳しいけれども出来るだけ市民サービスの観点に立ってというふうに思っています。そうした場合にケーブルテレビのように採算的に非常に全国ベースで物事を考えて行く場合に、厳しいところがあるのでいい加減な、市長さんからよくお聞きしておりますので地元で可能な限りとは申しますが、受けていただいてあまりどの程度なのかというのは、心配なところがあるのですが、慎重な言い回しをしていると言うだけで地元で云々のということを除くものでは、いささかもございません。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 早う言うと、インターネットの方の工事は、そうした測定器とかそういうものを初期投資をしないと工事ができませんよということはよくわかりました。そうして御社が考えておられるようにですね、300そこらじゃペイしませんよと、いうことは、結局できませんよということなんですよ。もう一つは、テレビの方、今これはインターネットの話であって、テレビの方に地元の業者が関わり合いがどの程度、どういうことで持てるのか、もう1回説明をお願いしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、磯部さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） 秋芳地区が世帯数が2,200ですが50%下回る事が、協聴の絡みがありますので、今から市のほうも一所懸命、協聴の巻き取りというのを努力をするというのが大前提になりますし、この保守で一人二人、残られるとその経費をまた、その方が負担しないといけないとか、厳しいことになるので、出来るだけ御理解をいただきながら数を加入者を確保するという事の中で、私の個人的な気持ちとしては、加入申し込みが早めに出たかかないと、事業者の方の電気店の方のいわゆる期間内の処理ができなくなる

ので、基本的には100%やってほしいというのが、ただ申し込みのうまく時系列的にうまく、ずうっと出て来るようになんとか市の執行部の方のご協力もいただきながら、申し込みの急な集中と言いますかそれを避けることで100%にできるだけもっていきたいと思いますが、急な集中があったときには、電気店さんが出来ないというふうに、最終的には複数のおそらく全電気店さんになると思いますが、店主組合とか組合さん、どこかを通して名簿をいただき形を貰いたいと思ってます。その中で商工会なんか良くわかりませんがその中で、ご家庭の方がご希望されるところに、今までのケースですけど、どういうふうな電気店さんとお取引があるかとかご希望がありますから、そういう形の中でご家庭の方が電気店さんと話し合われて選ばれて、そしてその方に工事をしていただいてという形で結構その間、手間もかかりますので、うまくそこを計画的に整備を進めたいというふうに思ってます。基本的には全部やっていただくのが、市長さんからも言われてますし、一番望ましいと思ってます。

委員長（荒山光広君） はい、よろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私が申し上げたのは、もっとわかりやすいように、どういう工事とどのくらいの金額がかかるのかと言ったんやけど。結局美祢市が当時MYTの放送をやってですね屋内の工事については、加入金が今は、10,200円当時、50,000円ということからスタートしたんですが、この金を払うことによっていわゆる引込み宅内の工事、同軸ケーブルやらを繋いでいく、これは負担が無かったんですね家庭には。今度はですねそれがどっちがこれよくわかりませんが、加入促進期間は、23,100円ということなんでしょ。これは、電気屋さんか工事したことに対して23,100円を家庭が直接負担するのか、そのへんの仕組みがよくわからんのですが。44,100円かかるこれは、120メートル以内ということですが、もっと低い場合もあり得ると思いますよね。その場合ですねどういう仕組みで、家電屋さんが仮に仕事した時に、金が流れていくのか。そのへんも見えてないんですよ。それから加入金は52,500円と秋芳の場合ですよ。やられるとこういことですが、あの2つの論点があるんですよ。1つは美祢でやられるインターネット、これの工事にどの程度関わり合いをもてるかと言うたら、今ゼロに等しいですよ。採算を合わんものをやれと我々言うわけにいけません。経済効果が上がるどころか下がるわけですから。やはり報告受けたとおりで

すね、言葉では、いいですよ。いいですよ言うけど。現実には出来ない。採算が合わないでしょと言われたら誰も手を出しませんし、これは、こうした効果は見込めないと。それから今の秋芳のほうでは、テレビのほうの屋内工事、これだけが家電業者さんが参入できると。こういうふうに認識してもよろしゅうございましょうかいね。

委員長（荒山光広君） はい、磯部さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） いろいろなことで御承知のようですけども。あとお金の流れは、山口ケーブルのほうから電気店さんにお支払いするという流れになると思います。標準価格が、その価格がキャンペーン価格に基づいてお支払いすると。全体については、加入者さんから山口ケーブルのほうがお金をもらって、その部分はトンネルのような形になりますけども。それであと、電気店さんのほうで、進め方については、おそらく、これは私の個人的な感じですけど、秋芳地区の電気店さんではとても難しいと思いますので、美祢市全体の電気店さんの組織がどういうふうになっているのか、またよくお教えもいただき、交付決定のきてからの話になりますので、お教えもいただいて、よくご相談もさせていただきながら進めさせて、細々したこと全部、委員会でというわけにも大変ですので、そういうご関係の方とご相談させていただきながらうまく進めたいなというふうに思っています。今のところそういう気持ちです。

委員（竹岡昌治君） 最後に一点。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先程は絵取りましたが、秋芳はちょっと置いときましょう。秋芳はそうした関係で屋内工事には相当の地元の業者さんが参入できるあれがあるという認識でいいということですが、インターネットのほうの、美祢のほうの問題なんですけど御社では、どれぐらいが損益分岐点になっているのか。いわゆる、これがせつかくやられるならば、地元の業者も工事がやらしてもらえれば、やらんかねと進めて歩く、営業、いわゆる営業に変わってくるわけですが、これは、市長さんをお願いしたいのですが、初期投資をして採算が合いませんと言われたら、誰も手を出さないだろうと思うんですが、まあ、配食サービスの馬鹿がおるから、赤字出してもやるもんもおるけど、最初から赤字になるの見込んで参入するってのは、私は無いだろうと思うんです。したがって工事の監理監督も含めてそうした機

材の貸し出しもですねやられて、できれば参入を地元の業者が出来るような道筋をお願いしたいと。これは市長をお願いしたいと思います。それからもう一点は、これは、ケーブルビジョンさんが引き上げられた後でも結構ですが、MYTの中でのインターネット施設をどのような形でやられるのか、これはまた後ほどお聞きしたいと思います。市長さん要望を一つ入れておきますので、よろしくひとつ。

委員長（荒山光広君） はい、その他。南口委員。

委員（南口彰夫君） まず、最初に美祢市有線放送施設の設置及び管理に関する条例ちゅうのが21年3月30日に改正されてと。これわざわざコピーして大きゅうしたんやけど、基本的にこの条例に基づいて今のMYTの施設は管理されているんですね。誰でもええ答えて。所管。

委員長（荒山光広君） 南口委員。ケーブルビジョンさんまだ。兼重総合政策部長。

総合政策部長（兼重 勇君） そのとおりでございます。

委員（南口彰夫君） そこでケーブルビジョンさんにお聞きするんですが約年間9,000万円の指定管理料で年4回の分割払いなんですが、これに基づいてこの条例の踏まえて施設を管理しちよるとい認識はよろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） 磯部さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） そこまだ条例の詳しいことは頭にないところがあるんですけど。

委員（南口彰夫君） あのですね。結局、指定管理者ちゅうのは、その施設を市長から丸ごと預かって好きなように出来るんかなって思う節もあるんです。ところが、条例に基づいてがんじがらめにされてですね、以外と好きなことが出来んようになっちょる。施設も含めてですね。ですからおそらく2月の臨時議会の時に御社に美祢市のMYTを指定管理者で任せると、市長が提案をされてところが当時なかなか話が理解してもらえなかったんですが、これを創設するときが一番最初に議論になったのが地元の経済効果と、当時農林省の補助事業で二十何億のお金を国も含めてですね、投入するのにどれだけ地元が活性化するか、ということが一番の議論だったんです。その後、例えば刑務所を美祢市が誘致すると、これは第一義的に経済効果が何億あらわれてくるんかと、それから地元の雇用、それから地域の業者の経済活動にどれだけ促進するような役割を果たすことができるんかと。前々市長

も前市長もただ単に法務省だけでなく、セコムであろうが小学館であろうが直々社長に会われて地元のとりわけ肉体労働だけでなく、ITにパソコンやIT事業に興味のある若い人たちもおるし、事業を志す人もおる。残念ながら美祢市の中では、ITと言えばそうした事業がなかなか無いので、みんな大学を出ようが専門学校を出ようが宇部か山口、下関のほうに結局働きに行かなければならないと、ということで当時の小学館の社長に会われて何とか地元の者が小学館の教育プログラムに参入しながら、地元に着した生活と事業が営まれるようになっていかならんかと、これは前市長が当時の小学館の社長に上京されてお願いされたことなんです。本当に挺身低頭とはこのことで、そのことをさりげなくしちよってのが今の市長ではないかなと思うんですけど、そういうことで何を結局、美祢市が、ずうっとやってきたかと言ったら、石炭と石灰の町でほか何も無いんですいね。3K4Kって言われるような職場しかのうて、なんとかそれなりに大学や専門学校で学んだ技術がある程度訓練されて美祢で働いて、そこで生活できるような場を何とか作りたいということで、こうした事業に特にMYTの場合は、ここに優秀なスタッフさんがおってやけど、雇用も含めて地域の経済活動に。共生ですね、共に生きるという今、刑務所と法務省と美祢市と一緒に協調していることなんです。そこに踏まえて指定管理者の設置条例に関する条例と。これを踏まえてということであの施設を御社がいろいろ利用しようと思うても、ケチをつけたら何にも出来ないようになる。足引っ張るだけになる。ところが共生という言葉になれば、その多少これを大きく何というか、もっと幅をもって理解をすればいろんなことができる。おたくがいろいろ頑張ってもらって経済効果を生み出すようないろんな提案を作ってもらって、そして地元の業者も含めてですね、いろんな団体工事も含めながら参入できるような条件を考えてもらえないだろうか。と言うことを2月議会に言って、そのへんのところがはっきりせんじゃったからちょっと1週間ぐらい伸びたんです。ところがこの間、前回、総務と情報の特別委員会の勉強会の中で来られた説明を聞きよると、全然議論がかみ合わんって、今心配したんですが、今のだいしょ話を聞くと、ですから商工会も含めながらそのいろんな方々が耳を傾けて聞けるような場をもって、参入の門が開くような努力を今からしてみたいということでよろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、磯部さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） 今南口委員がおっしゃたよう

に、気持ち、スタンスは全く同じでございます。また、そのためにどういうふう
に、今後進めて行けばいいのか、いわゆる今インターネットのところで厳しい話が
さしていただきましてけれども、いい加減なことは言いたくないと。ただ今後これ
は、市長さんから言われておりますけれども、美祿の地域のチャンネルの話も含め
て、様々創意工夫をして地域に役立つ高齢者の問題を含めてどの程度できるかは別
にして頑張っていかなければいけないところはあります。私どもこのスタートに当
たってインターネット、ケーブルテレビの指定管理にしても非営利としての事業意
識はもってますので、そういう中で今後いろいろなものを発展させて行くときに、
様々なことをよその地域でやれることが美祿の地域でもまずやれるということを頑
張らなくっちゃいけないし、そういうことで母数を大きくすることで、ちょっと長
くなりますけれど市民の方に安い料金で良質なサービスが提供出来るようにする
というのが、これが大きなメリットだと思います山口ケーブルの。データチャンネル
でも市のほうからも言われてましたけれども格差がないように秋芳、美東と美祿地
区が同じ形でサービスが料金的にも行われるようにするためには、美祿地区だけを
単独で切り離してやると非常に料金的に厳しい。今山口ケーブル15万世帯、約加
入者がいます。そういう母数の中で安く出来るというところもあります。だからそ
ういうものも含めていいところは取り入れて、そして美祿市としてどういうことが
できるのかと、いうことも頑張らなくてはいけないので、今後長いスパンになりま
すので、いろいろご相談しながら、また委員がおっしゃたように、そういう基本的
なスタンスについては、全く同じでございますので今後もよろしく願いいたしま
す。

委員長（荒山光広君） はい。よろしいですか。さきほど竹岡委員の質問の中でイ
ンターネット事業でですね、御社として損益分岐点のお考えという質問があったん
ですが、その点について答えられましたらよろしく願いいたします。はい、磯部
さん。

山口ケーブルビジョン株式会社顧問（磯部 健君） 損益分岐点というのは、美祿
地区だけで考えた場合に今の料金設定で損益をやろうとしたら長い期間がかかりま
すので、全体の中で損益分岐点を早めるという努力も必要だと思ってます。それで
一つの目安として1,000を超えるということを頑張らないと話にならないなと
いうことは思っていますが、じゃ500ですと推移した場合に当然厳しいですけ

ども、それで料金を上げるとかそういうことは一切考えておりませんので、同じサービスで先ほどお話ししましたように地区全体の中でそこが出来るように加入率が非常に高いところには申し訳ないけれども、そうでないとことならしてやっぱりいろんなサービスを考えていきたいというふうに思っています。

委員長（荒山光広君） はい、ありがとうございます。この件についてその他ご質問がありますか。この件についてよろしいですか。本日は、磯部さん、お忙しい中ありがとうございました。その他の項で何かございましたら発言をお願いします。

はい、三好議員。

委員（三好睦子君） その他です。総務企業委員会の視察研修で広島のみつぎ病院に行きたいのですが。

委員長（荒山光広君） すみません。その件は、後で、終了してからご相談させていただきます。その他、何かご意見ありましたら。兼重総合政策部長。

総合政策部長（兼重 勇君） まず、考えを整理といきたいんですが、実はこの度のこのMYTの事業は、地デジ対策といいますか、テレビの映像を送ると。併せてインターネットの線を同時に一つの線の中に2線入れて、インターネット用テレビ用ということで接合したわけです。テレビについては、今ご説明のようにこの条例に基づいて指定管理として着々と進んでいるわけでございますが、インターネットについては、そういった免許を持つ通信事業者に線を貸してそこで営業してもらおうということにしているわけでございます。通常でしたら、インターネット全ての機器を市が準備をしてこれを貸して営業してもらってるんですが、この度の美祢市に関しましてはOLTという分配機というそうなんですが、局舎から各家庭へそういうインターネット通信をする機械だけが市のほうに準備されてなかったわけでございます。それでこの際、秋芳町のCATVに併せて、元は農水省の事業のMYTですが、2億7,700万円のOLTという機械と一緒に補助に乗せていただけないだろうかという、これは市長が直接東京まで行きまして、その交渉をいたしました。それが、それじゃなんとか認めようということで、実は、認めてもらったわけでございます。ですから、今の先ほど竹岡委員さんがおっしゃいましたOLTという機械だけが要するに美祢市じゃなしにケーブルビジョンのものになったということ。そこがちょっと違うところです。普通の場合はOLTも含めて市が所有をして通信を任せるということですが、OLTという機械がどこかに置かないといけない、特に

線に近いところに置く必要があるわけですので、そのへんの取り扱いをというご質問だったと思いますので、私どもとすれば、行政財産の使用の許可申請をしていただいて、MYTの局舎の一部にそれを置かせてはどうだろうかということ今考えているところでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そうするとですね、部長のお尋ねなんじゃけども、いっぱい美祿市の場合指定管理者制度がありますよね。例えば家族村、これもうほとんどケビンをやってホテル業のような形の中で、サービスを提供していかなくちゃいけないという、当然施設そのものの管理もあるが、そうした商売というかそういうものやっていかなくちゃならないところの指定管理者、もしスーパーさんが名乗りを挙げて管理者になったとスーパーさんがそこに冷ちんを置きたいと許可をされるわけですね。

そういうことでしょ。そして本来のこの受託業者の本来の業務を遂行していくと、これも認めるとこういふことですか。例えばインターネットの機械を市に寄付してもらえるんなら別ですよ。市が買うんなら別ですよ。だからそのへんはちゃんと整備しておかないと私はいけんのじゃないかと言ってるだけです。しちゃいけんと言ってるんじゃないんですよ。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡委員がおっしゃることはもっともです。指定管理者制度、美祿市にずいぶん施設がありますけれども、それぞれがもっておる本質的な施設のあり方、目的がずいぶん違ってきております。それを今ガイドラインを前の議会で現状にあったものにやりかえるということで、この議会で改訂したものを告示をしました。まだ不備があれば変えていくというふうに申し上げました。指定管理者制度が全国的に流動的に成長、発展をしている制度でございますので、我々の市は我々の市として責任を持ってこれをやっていく必要がありますので、いろんなことを経験しながら、考えながらですね市民の方に迷惑がかからないように変えていこうというふうに思ってます。今おっしゃいましたここで何で竹岡議員がおっしゃったことが起こってくるかということですね。本当に本質的なことをおっしゃってます。この指定管理このMYTを山口ケーブルビジョンに指定管理をお願いしたというのは、公の施設をしたわけです。公の施設というのは、MYTが持っている

建家、それから付属する機器、そして伝送路という言葉じゃあないな光ケーブルのラインですね。これも公の施設です。これについては山口ケーブルビジョンにお願いをしておる。本来であればこのケーブルの中にですね映像を発信するものとインターネットを行うものと両方、既に入っとるんですよ。インターネットを配信する施設がこのMYTに初めからあれば、それも含めた形で指定管理を出せばよかったんですが、実はそれがなかったということで、非常にこの施設を造り上げていくときに、ある意味では不備があったという施設の部分であった。それを今回、国の補助金を頂戴する形で山口ケーブルビジョンに買っていただいて、それをここへ設置するというこの取り決めが全くない、ないんです。今、先程、南口議員が言われた条例、条例の中にもありません。この条例は、何を出っしょるかと言うと、この公の施設に関することをうたってます。ですから今のこのインターネット本体のOLT、ちょっと、私がよいよアナログ人間でようわかんで、OLTという物らしいですが、2億ばかりする機械ですね。それを公の施設に設置をするということは、公の施設をいらうに等しい行為ということですね。扇風機を置くとかそういうレベルの問題じゃないですから、それに係ることをちゃんと整理をする必要があろうと思います。この条例は、公の施設に基づくもの、これを受けた形で山口ケーブルビジョンと市が協定を結んでいます。それによって行為を行っています。今のインターネットに係ることが協定の中にないわけですよ。ですから公の施設のことについては、これでいこうと思えばいけわけですよ。条例を変えずとも。ただし公の施設に関連をしないことをですね、どこでうたていったほうがいいかということになれば、やはり協定書の中身をですね改訂を行って、きっちりその辺を整理していく必要があろうかと思えます。そこで補いきれないことがあれば、当然のごとく条例のほうに立ち戻っていらう必要があろうと思いますが、私の直感的な感覚では協定書をいらうことでいいかなと思ってます。それと今改訂をしたガイドラインがありますけれども、改訂ガイドラインと整合性をきちっとする必要があります。それも今、兼重部長、それから担当課長のほうにも指示をしております。そのへんをきちっと整理をして、市民の方どなたにとってもこの納得いただける形、誰からも後ろ指を指されないような形でこの事業はスタートする必要があるんで、それをするように指示をしております。今そのことをやるいい、お示しをするいい御質問を竹岡議員からいただいたというふうに思っております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） その他、委員の皆さん。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） ぜひ市長のほうから取締役会、ケーブルテレビのね出席されるんだろうと思うんですが、少なくともこの数日間、勉強会以来数日間、議論なり、調査をして結局ね、市の施設の管理に関するのは、この条例でMYTが管理されちよるんかと聞いたら、そうだとすることなんです、こっちの執行部の側じゃのうて、向こうの山口ケーブルビジョンのほうの現場における職員も含めてこの条例に、意識のある職員は一人もおらんやった。山口の視察に行ったときも何人かの管理職に指定管理者で管理をするならば、大変ですよという話を投げかけたけど、みんな、はあ、なんよ。さっきのあれ以上詰めんやったのは、誰が見たって、これ初めて何じゃろうかちゅうような顔しちゃたからあれ以上せんやっただけじゃ。本来、市の施設で指定管理者になっちよるものは、指定管理になるためのプロポーザルの企画書なり、予算書を一生懸命どんな小さな施設であろうがみんな考えて市に提出されて公募であろうが非公募であろうが道の駅でもそうなんよ、職員連中がこれを自主管理するにはどねえすりゃええか頭をひねっちよるわけ。その上でさっきふと、ぼつと言ったように、年間9,000万円で4回に分割して払われちよる。あの人契約書も頭にあまりないみたい。山口ケーブルの職員の中にこの前から共通しちよるのはね、とにかくペイするかしないか、でこの美祢市や秋芳町を見ちよるそいね。赤字をだっしやいけんし、そねえ儲かることはありえんしっていうそういう視点が、一生懸命っていうのはようわかるそりゃ。ところが指定管理料っていうのはある程度安定した、突出した何かというよりも、安定した経営が出来るようにという配慮もなされちよるそいね。極端に言やあ年間9,000万円で、約9,000万円で3年間やってみたが、これじゃとてもじゃやれんかったということであれば極端な話、雇用が当然協議に応じて行くようになるわけやから。ところがその趣旨がようわかっちゃうじゃない。今後このケーブルの事業を進めるのに確かに市民の利用の負担が出来る限り軽くなるほうがいいし、それから利便性がよく広がっていくのがええが、少なくとも今提起しちよる地元の雇用や地元の経済効果というところに目を向けていくなれば、当然この条例の趣旨をちよろっと見たら分かると思うんじゃけど、大体これ農協が管理することを前提に作ったもんなんじゃあ。それから全然いろうちらんはずなんじゃ、これを大幅に見直すことも当然必要になってくるだろうと思うんですよ。そのことをテーブルにあげながら、さ

つき言われたように出来る限り地元が参入できるような、また協議ができるような場を作っていきたいということで山口ケーブルさんが協力、努力されるんなら執行部の方もこれを大幅に見直して、それと協定書も含めながらよりどう使いやすいようにするのがいいのか、ということの提案も必要になってくるんじゃないかと思えます。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 先程の竹岡議員の御質問のときに山口ケーブルビジョンと交わした協定書が主なものになるだろうと申しました。しかし、不整合、不都合が起こるようであればこの条例もいらふ必要があるだろう、ということをお願いしたいと思います。それと今の新しいガイドラインとこの三者をですね何遍も申し上げるけども、全部関連をさせてどこに不都合があるかどこに不首尾があるかということを整理をさせます。その上でそれと冒頭申し上げた、いろんな目的の施設がありますんで、今のガイドライン、改訂しましたけどもまだまだね、中身を深める必要があるろうかと私は思っております。いろんな目的別のものにね、ガイドラインの細則みたいなものを作る必要があるろうかと思っておりますし、その辺も含めて全体的なことをやらしてもらいたいと思えます。それと今の山口ケーブルビジョンの職員が我々の市の条例に全く知識が無かったらうというふうにおっしゃいました。山口ケーブルビジョンというのは本来的には我々の美祢市も出資をしております、山口市も出資をしております、防府市も出資をしておりますし、第3セクター公的使命をもった会社ということです。ですから当然のごとくこの関連をしておる市や町でもですね、条例それからお互いが交わしておる協定書の中身については知っていただく必要がありますんで私のほうからですね、そのへんは、良く勉強してくれと、これに基づいて公的使命を山口ケーブルビジョンは、担っておられるんだということをお知らせしようと思えます。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、この件についてよろしいですか、ほかに。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今、市長さんの方からですね指定管理者制度のガイドラインも含めてとおっしゃたんで、関連して要望しておきたいんですが、いろんな業務委託をしていらっしゃいますよね。また事実そうしているわけですが、今年の春から議論してきたのは、一所懸命受託者の皆さんが経営努力されてコスト削減図ると、

市に返せと。それやったら全部、美祢市の者は怠け者を育てんにゃならんと、幸いにして私どもも大きな赤字を出しておりますから多分怠けてたんだらうと思うんですね。そうしたものも含めて指定管理者制度の中でも先程申し上げましたようにある程度収益事業をしなくちゃいけない指定管理者もあれば、単なる施設管理もある、それからいろんな事業委託があると、これも併せてですね、そのへんを一つ再検討をしていただきたいという要望を加えて終わりたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） いろいろお話を聞いとりまして、感じるのはですね、業務委託また指定管理いろいろその中ですんなり、すんとですね、法的なことで解決出来ない点が多々あるなど、そういうことを感じております。それで特に行政のほうにお願いしたいことは、しっかりと今後ですね、こういう業務委託とか指定管理と様々な面で裁判の係争がいろいろあって、法律のことはですねよくわきまえている執行部をですね育てていきたいと。いろんなところに研修に行っていて、そういう一つのノウハウをですねしっかりと学んでいって、それによってこういう問題が結構その方に聞けばきちんと対応できて、今でもできておるんでしょうけどより専門的にですねそういった部分をお願いして、一つその点もご配慮していただきたいと思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） 暫時休憩します。

午後 2 時 2 0 分休憩

午後 2 時 2 2 分再開

委員長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。（発言する者あり）

その他委員の皆さんからご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございます。これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 2 時 2 5 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月16日

総務企業委員長

荒山光広